

6 東彼議会告示第 2 号

東彼杵町議会における情報通信機器の使用に関する要綱をここに公布する。

令和 6 年 7 月 2 2 日

東彼杵町議会議長 浪瀬 真吾

東彼杵町議会における情報通信機器の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東彼杵町議会における情報通信機器の使用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 会議 本会議、委員会など、東彼杵町議会が行う全ての会議をいう。
- (2) 情報通信機器 パーソナルコンピュータ、タブレット端末、スマートフォン及び携帯電話をいう。

(会議中の禁止事項)

第3条 会議中に情報通信機器を使用する者は、その使用に際し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 音声や操作音を発するなど、会議の運営上支障となる行為を行うこと。
- (2) 当該会議の目的以外に使用すること。
- (3) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や掲示板などへの投稿をすること。
- (4) 議長又は委員長の許可なく会議の写真、映像等の撮影をし、又は録音等を行うこと。

(違反行為に対する措置)

第4条 議長又は委員長は、前条に違反する行為をし、又はしようとする者に対しては、注意をするものとする。ただし、その行為が改められない場合は、情報通信機器の使用の禁止を命ずることができる。

(適用範囲)

第5条 この要綱は、議員、理事者及び議会事務局職員について適用する。

(その他)

第6条 この要綱の改正については、議会運営委員会において行うものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。